

横浜市告示第 401 号

横浜市建築基準法施行細則による地下街であるものに設ける建築設備の検査の項目等

横浜市建築基準法施行細則（昭和 38 年 2 月横浜市規則第 13 号。以下「細則」という。）第 7 条第 3 項の規定に基づき、定期報告対象特定建築物のうち地下街であるものに設ける特定建築設備等のうち建築設備（昇降機を除く。以下同じ。）に係る定期検査は、建築設備の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、国土交通大臣が定めるところによるほか、当該検査の項目等を次のように定め、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

平成 28 年 5 月 25 日

横浜市長 林 文子

第 1 この告示における用語の意義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）及び細則の例による。

第 2 定期報告対象特定建築物のうち地下街であるものの地下街の各構え又は地下道の部分に設ける建築設備に係る定期検査の項目等は、それぞれ次の各号に掲げる別表第 1 から別表第 3 までの(あ)欄に掲げるものについては、同表(い)欄のとおり読み替えるものとする。

- (1) 換気設備 別表第 1
- (2) 排煙設備 別表第 2
- (3) 非常用の照明装置 別表第 3

別表第 1

	(あ) 平成 20 年国土交通省告示第 28 号別表第 1	(い) 第 2 ただし書により読み替えるもの
地下街の各構え	3 (1) の項(に)の欄	令第 112 条第 16 項 令第 112 条第 16 項（令第 128 条の 3 第 5 項の規定により準用する場合を含む。）
	3 (2) の項(に)の欄	平成 12 年建設省告示第 1376 号第 1 平成 12 年建設省告示第 1376 号第 1（令第 128 条の 3 第 5 項の規定により令第 112 条第 16 項を準用する場合を含む。）
	3 (5) の項(に)の欄	平成 12 年建設省告示第 1376 号第 3 平成 12 年建設省告示第 1376 号第 3（令第 128 条の 3 第 5 項の規定により令

		第 112 条 第 16 項 を 準 用 す る 場 合 を 含 む 。)
3 (7) の 項 (に) の 欄	平 成 12 年 建 設 省 告 示 第 1376 号 第 2	平 成 12 年 建 設 省 告 示 第 13 76 号 第 2 (令 第 128 条 の 3 第 5 項 の 規 定 に よ り 令 第 112 条 第 15 項 及 び 第 16 項 を 準 用 す る 場 合 を 含 む 。)
3 (8) の 項 (に) の 欄	煙 感 知 器 又 は 熱 煙 複 合 式 感 知 器 に あ っ て は 昭 和 48 年 建 設 省 告 示 第 25 63 号 第 1 第 2 号 ニ (2) に 適 合 し な い こ と 。 熱 感 知 器 に あ っ て は 昭 和 48 年 建 設 省 告 示 第 2563 号 第 2 第 2 号 ロ (2) の 規 定 に 適 合 し な い こ と 。	煙 感 知 器 又 は 熱 煙 複 合 式 感 知 器 に あ っ て は 昭 和 48 年 建 設 省 告 示 第 2563 号 第 1 第 2 号 ニ (2) (令 第 128 条 の 3 第 5 項 の 規 定 に よ り 令 第 112 条 第 14 項 を 準 用 す る 場 合 を 含 む 。) に 適 合 し な い こ と 。 熱 感 知 器 に あ っ て は 昭 和 48 年 建 設 省 告 示 第 2563 号 第 2 第 2 号 ロ (2) (令 第 128 条 の 3 第 5 項 の 規 定 に よ り 令 第 112 条 第 14 項 を 準 用 す る 場 合 を 含 む 。) の 規 定 に 適 合 し な い こ と 。

別表第 2

	(あ) 平成 20 年国土交通省告示第 28 5 号別表第 2	(い) 第 2 ただし書により 読み替えるもの
地下街 の 各 構 え	1 (31) の 項 (ろ) の 欄	令 第 112 条 第 15 項 (令 第 128 条 の 3 第 5 項 の 規 定 に よ り 準 用 す る 場 合 を 含 む 。)
	1 (32) の 項 (に) の 欄	昭 和 48 年 建 設 省 告 示 第 25 63 号 第 2 第 2 号 ロ (2) (令 第 128 条 の 3 第 5 項 の 規 定 に よ り 令 第 112 条 第 14 項 を 準 用 す る 場 合 を 含 む 。)
地下 道 欄	1 の 項 の う ち (い) から (に) まで 以外 の 欄	令 第 123 条 第 3 項 第 2 号 に 規 定 す る 階 段 室 又 は 付 室 、 令 第 129 条 の 13 の 3 第 13 項 に 規 定 す る 昇 降 路

	る昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等	又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等（地下道を含む。）
1 (9) の項 (に) の欄	令第123条第3項第2号若しくは第129条の13の3第13項（これらの規定中国土交通大臣が定めた構造方法のうち排煙機に係る部分に限る。）又は第126条の3第1項第9号（令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）又は、令第123条第3項第2号及び第126条の3第1項第9号を除く。）	昭和44年建設省告示第1730号（以下「地下街告示」という。）第2第8号
1 (11) の項 (に) の欄	平成12年建設省告示第1436号第2号又は令第126条の3第1項第3号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	地下街告示第2第3号の規定に適合しないこと。
1 (15) の項 (に) の欄	令第126条の3第1項第5号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規	地下街告示第2第5号の規定に適合しないこと。

	定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われない場合を除く。	
1 (18) の項 (に) の欄	令第 126 条の 3 第 1 項第 9 号の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われない場合を除く。	地下街告示第 2 第 8 号の規定に適合しないこと。
1 (23) の項 (に) の欄	令第 126 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われない場合を除く。	地下街告示第 2 第 2 号の規定に適合しないこと。
1 (24) の項 (に) の欄	令第 126 条の 3 第 1 項第 7 号の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われない場合を除く。	地下街告示第 2 第 7 号の規定に適合しないこと。

別表第 3

	(あ) 平成 20 年国土交通省告示第 28 5 号別表第 3	(い) 第 2 ただし書により読み替えるもの	
地下街の各構え	2 (5) の項(に)の欄	令第 112 条第 15 項又は第 129 条の 2 の 5 第 1 項第 7 号	令第 112 条第 15 項 (令第 128 条の 3 第 5 項の規定により準用する場合を含む。)又は第 129 条の 2 の 5 第 1 項第 7 号 (第 128 条の 3 第 5 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)
	5 (1) の項(に)の欄及び(7)の項(に)の欄並びに 6 (1) の項(に)の欄	令第 112 条第 15 項若しくは第 16 項又は令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第 7 号	令第 112 条第 15 項若しくは第 16 項 (これらの規定を令第 128 条の 3 第 5 項の規定により準用する場合を含む。)又は令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第 7 号 (令第 128 条の 3 第 5 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)
地下道	2 (1) の項(に)の欄	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3 第 2 号	地下街告示第 1 第 2 号
	2 (2) の項(に)の欄	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3 第 3 号	地下街告示第 1 第 2 号
	2 (3) の項(に)の欄	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 4	地下街告示第 1 第 1 号
	3 (1) の項から(3)の項までの(に)の欄及び 4 (2) の項(に)の欄	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 2	地下街告示第 1 第 4 号又は第 5 号
	3 (4) の項(に)の欄	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 4	地下街告示第 1 第 4 号又は第 5 号
	3 (5) の項(に)の欄及び(6)の項(に)の欄	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3	地下街告示第 1 第 2 号